

東日本大震災に関する要望書

全国市議会議長会は、東日本大震災に関する要望を別記
のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれま
しては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和5年7月31日

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 坊 恭 寿
(神戸市会議長)

全国市議会議長会産業経済委員会
委員長 細井英輔
(吉野川市会議長)

目 次

【第 99 回定期総会 決議】

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議……………	1
---------------------------	---

【第 99 回定期総会 東北部会提出 議決事項】

東日本大震災からの復旧・復興について……………	5
-------------------------	---

原子力発電所事故災害について……………	8
---------------------	---

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から 12 年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者や被災企業への各種支援、農林水産業の再生等に加え、原子力発電所事故に起因する風評対策、放射性物質トリチウムを含む A L P S 処理水の処分など困難な課題が山積している。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰に伴う復旧・復興事業への影響など対処すべき課題が複雑多様化しており、被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応が必要となっている。

よって、国においては、持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、一日も早い被災地全体の復旧・復興に向け、特に下記の事項を実現されることを強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 「第 2 期復興・創生期間」における財政支援

- ① 震災復興特別交付税等地方財政措置について、被災地の実情に応じ、継続的な措置を講じること。
- ② 地盤沈下区域の嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援措置を講じること。

(2) 被災者の生活再建支援等

- ① 被災者の生活再建に向け、雇用対策や被災者支援総合交付金による支援など各種措置の充実強化を図ること。
- ② 災害援護資金の償還について、自治体の国に対する償還期限を延長するとともに、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成措置を講じること。
- ③ 生活保護、介護、保健・医療について、被災地の実情に応じた支援措置の充実強化を図ること。
- ④ 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。

(3) 地域産業の復旧・復興への支援

- ① 水産業及び関連産業、地元企業や商店街の本格的な復興など地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- ② 交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。

(4) 伝承活動への支援

震災の記憶と教訓を後世に伝承していくため、人材育成、研修、情報交換など伝承活動の環境整備に取り組むこと。

2 原子力発電所事故災害への対応について

(1) 放射性物質対策事業の推進

- ① 除去土壌等の仮置場の原状回復など予算の確保に万全を期すとともに、現場保管に係る搬出困難事案の解消について制度設計を行うこと。
また、将来的に、搬出困難事案の対応については国の責任において最後まで実施すること。
- ② 仮置場での利用後、当該用地に集会所など福祉向上に資する施設等を整備する場合について、財政措置を講じること。
- ③ 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については、特定廃棄物埋立処分施設へ安全かつ早期に搬出すること。
- ④ 除去土壌等の県外最終処分に関する計画を提示すること。
- ⑤ 全ての除去土壌等が撤去された後のリアルタイム線量測定システムの配置のあり方については、各自治体や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら、配置基準や諸手続きを示すこと。

(2) 確実な汚染水・処理水対策

- ① ALPS 処理水の海洋放出を実施する前に理解と合意を得るよう、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）に対し指導すること。
また、それまでは陸上保管を継続し、タンク保管容量の余力の確保等についても検討するよう、東京電力に対し指導すること。

- ② トリチウムの分離技術について、実用化の可能性を前向きに評価し、当該技術の実用化に向けて全力を尽くすよう、東京電力に対し指導すること。
- ③ 根本的な原因である汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するよう、高等教育機関などの様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じるよう、東京電力に対し指導すること。

(3) 原子力損害賠償の適正な実施

- ① 被災者が独自に行った除染費用について、東京電力において全額賠償するよう強く申し入れること。
- ② 原子力災害に伴う市税等の減収及び住民の各種検査や風評被害対策など原子力発電所事故との因果関係が明らかな業務に要する費用について全額賠償するよう、東京電力に対し指導すること。
- ③ 国内外への正確な情報提供や農林畜産物等の販路拡大など、風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し、風評の早期払拭を図るとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、東京電力に対し指導すること。
- ④ 個人・法人及び自治体が被ったすべての損害に対し、適切で迅速な賠償を行うよう、東京電力に対し指導すること。

(4) 原子力災害に係る各種施策の推進

- ① 風評は観光産業に深刻な影響を及ぼしており、観光地のハード整備及び各種観光施策等について財政措置を講じること。
- ② 処理水を海洋放出する方針が決定されたことに伴う新たな風評の発生は、企業誘致活動や地域経済への影響が少なくないため、工業団地の整備及び企業誘致に係る助成制度の充実を図ること。
- ③ 増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。
- ④ 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。
- ⑤ 原発事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、市税等の減収分を補填するため震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。

- ⑥ 避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の被保険者の免除について、国の特別の財政支援を継続すること。
- ⑦ 農林業系汚染廃棄物については、適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管のため、技術的・財政的支援を継続すること。

(5) 原子力災害にかかわる中長期的な対応

- ① 人への健康影響等が懸念される箇所が新たに判明した場合には、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化などの環境回復措置について、永続的な支援策を講じるとともに、将来的に国の責任において実施すること。
- ② 原子力災害からの創造的復興を成し遂げるため、今後とも国が前面に立って、風評払拭や健康管理、心のケアなどに取り組むこと。
- ③ 福島再生加速化交付金について、風評払拭の取組強化に向けた財政支援の拡充を図るとともに、地域の実情に応じた取組も対象とすること。

以上決議する。

令和5年6月14日

全国市議会議長会

東日本大震災からの復旧・復興について

東日本大震災の被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力しているものの、被災者の心のケアや被災企業への支援、農林水産業の再生等、解決すべき課題が山積しております。

国においては、「第 2 期復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、種々の支援策が実施されておりますが、被災自治体では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰に伴う復旧・復興事業への影響をはじめ被災した子どもに対する支援等、対処すべき課題が複雑多様化しており、被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応を講じることが重要であります。

つきましては、一日も早い復旧・復興が実現され、持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 「第 2 期復興・創生期間」における実態に即した財政支援等

「第 2 期復興・創生期間」における震災復興特別交付税等地方財政措置について、被災地の実情に応じ、継続的な措置を講じること。

2 被災者の生活再建支援等

(1) 被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。

(2) 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。

よって、災害援護資金の償還について、自治体の国に対する償還期限を延長すること。

また、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成措置を講ずること。

(3) 被災者支援総合交付金で実施している心のケア・見守り等の事業について、被災者の健康保持・孤立防止のため、生活環境の変化等による体調悪化予防や心のケアを中長期的に継続して推進する必要があることから、交付期間を延長すること。

3 地域産業の復旧・復興に対する支援

- (1) 被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- (2) 地元企業や商店街の本格的な復興に向けて、事業継続等に資する金融・税制措置、失われた販路の開拓策などの支援を引き続き講じること。
- (3) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、被災地への新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。

4 被災者に対する社会保障等

- (1) 被災自治体において、増大した生活保護世帯の状況を考慮し、恒久的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等財政措置を講じること。
- (2) 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、介護給付費負担金について、国の負担割合を30%に増やし確実に配分するとともに、制度改正に伴い必要となる経費について十分な助成措置を講じること。
- (3) 介護保険制度について、財政支援が必要な保険者に対しては、それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政措置を行うなど、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (4) 介護分野において質の高い人材を安定的に確保できるよう、適正な介護報酬水準の確保を含め、介護従事者の処遇改善や労働環境整備に向けた更なる措置を講じること。
- (5) 介護保険の給付費の増加等による保険料の上昇を踏まえ、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において適切な財政措置を講じること。
- (6) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

5 医療機関に対する支援等

- (1) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (2) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。
- (3) 震災後の地域医療復興対策として、地域医療再生基金については、被災地の医療実情に応じた対応が可能となるよう用途の弾力化、基金の増額措置等制度の拡充を講じること。

6 今後の防災対策等

地盤沈下に伴う雨水排水対策として排水機場の増設を図っているが、その施設が完工するまでの応急対応に必要な経費についてその全額を国において負担し、対処すること。

加えて、完工後には施設の維持管理に多額の費用が見込まれることから、特別な財政措置を講じること。

また、震災の記憶と教訓を後世に伝承していくために、伝承活動を行っている団体等の人材育成、研修、情報交換を行うなど、後世に語り継いでいくための環境整備を検討し取り組むこと。

原子力発電所事故災害について

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から 12 年余が経過しましたが、今なお、多くの住民が避難生活や放射能に不安を感じる生活を余儀なくされています。

被災自治体においては、一日も早い安全・安心の回復と住民生活の安定を図るために復旧・復興の取組を鋭意進めてきていますが、被災者の生活再建、住民の健康管理、風評対策に加え、放射性物質トリチウムを含むALPS処理水の処分など、依然として乗り越えなければならない課題は山積しております。

東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、迅速かつ柔軟な対策を講じるとともに、被災者の立場と視点に立ち、あらゆる対策を継続的に講じていく必要があります。

つきましては、被災地が真の復興を成し遂げられるよう、また、地方の創意工夫が反映された地方創生が可能となるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望します。

記

1 放射性物質対策事業の推進について

- (1) 仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すとともに、現場保管に係る搬出困難事案の解消について制度設計を行うこと。

また、将来的に、搬出困難事案の対応については国の責任において最後まで実施すること。

- (2) 仮置場での利用を終えた後、当該用地又はその近隣用地に地域住民の福祉向上に資する施設等を整備する場合について、財政措置を講じること。

また、仮置場等の土地返還後、従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における損失や、仮置場等造成のために設置した調整池等の災害予防施設における維持管理費用についても、財政措置を講じること。

- (3) 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については、特定廃棄物埋立処分施設へ安全かつ早期に搬出すること。

- (4) 除去土壌等の県外最終処分に関する最終処分までの計画を提示すること。
- (5) 全ての除去土壌等が撤去された後のリアルタイム線量測定システムの配置のあり方については、各自治体や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら、配置基準や諸手続きを示すこと。
- (6) 福島県県民健康調査における甲状腺検査では、国が指定した避難区域等の13市町村と、それ以外の郡山市などの市町村との検査結果に地域差が認められないこと、国連科学委員会（UNSCEAR）が公表した市町村別推計甲状腺吸収線量とがん発見率に関連がみられないこと等から、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線の影響とは考えにくいと評価されているが、より詳細な推定甲状腺被ばく線量を用いた検討をするなど、引き続き被ばくと甲状腺がんの因果関係を適切に評価するよう努めること。
- (7) 山林の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- (8) 安全な農産物を提供するため、効果的な放射性物質吸収抑制技術を確立するとともに、吸収抑制対策に係る支援の継続と補助対象資材の拡充を図ること。
- (9) 国内外における日本産農林水産物等の信頼回復に向けた万全の検査体制の整備等風評被害対策を早急に講じること。

2 東京電力福島第一原子力発電所における確実な汚染水・処理水対策について

- (1) 福島県民や関係者が二度と風評等に苦しむことが無いよう、ALPS処理水の海洋放出を実施する前に理解と合意を得るよう、東京電力ホールディングス株式会社に求めるとともに、同社に対し指導すること。
また、それまでは陸上保管を継続し、理解と合意を得る前にタンク保管が限界に達することが無いよう、時期ありきではなく、保管容量の余力の確保等についても検討するよう、東京電力ホールディングス株式会社に求めるとともに、同社に対し指導すること。
- (2) トリチウムの分離技術について、実用化の可能性を前向きに評価し、当該技術の実用化に向けて全力を尽くすよう、東京電

力ホールディングス株式会社に求めるとともに、同社に対し指導すること。

- (3) 根本的な原因である汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するよう、高等教育機関などの様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じるよう、東京電力ホールディングス株式会社に求めるとともに、同社に対し指導すること。

3 原子力損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- (1) 被災者が独自に行った除染費用について、東京電力ホールディングス株式会社において全額賠償するよう強く申し入れること。
- (2) 原子力災害に伴う市税等の減収及び住民の安全・安心を確保するための各種検査や風評被害対策など東京電力福島第一原子力発電所事故との因果関係が明らかな業務に要する費用について全額賠償するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対し指導すること。

また、賠償請求手続の簡素化を図るとともに、迅速かつ確実に賠償を行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に求めること。

- (3) 原子力災害に伴う風評は、福島県内の農林畜産物等の生産者や加工業者、農業者等をはじめ、観光業、商工業、サービス業や中小企業、商店街に根強い影響を及ぼしている。また、令和3年に政府が放射性トリチウムを含む処理水を海洋放出する方針を決定したことによる風評の影響が懸念されていることから、国内外への正確な情報提供や販路拡大など、風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し、風評の早期払拭を図るとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に対し指導すること。

また、個人・法人及び自治体が被ったすべての損害に対し、東京電力ホールディングス株式会社が適切で迅速な賠償を行うよう、併せて同社に対し指導すること。

4 原子力災害に係る各種施策の推進及び支援について

- (1) 原子力災害に伴う風評は、入込客数の落ち込みなど観光産業に深刻な影響を及ぼしており、誘客に係る各種施策の推進が重要となっている。

については、観光地のハード整備経費及び各種観光施策等に要する費用について財政措置を講じること。

- (2) 原子力災害及びその風評により、被災地の地域経済は、依然として厳しい状況が続いている中、令和3年には、福島第一原子力発電所で保管されている放射性物質を含む処理水を海洋放出する方針が決定されたことから、新たな風評の発生による企業の進出意欲の低下が懸念され、企業誘致活動や地域経済への影響は少なくない。原子力災害からの復興へ向けては、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての工業団地の整備など、将来を見据えた対応が急務であることから、地域経済の活性化を図り、原子力災害からの復興を強力に推進するため、工業団地の整備及び企業誘致に係る助成制度に係る財政措置の充実を図ること。
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、捕獲圧が低下したイノシシ等の有害鳥獣が増加する中、狩猟者及び狩猟者団体の協力により捕獲事業を実施し、埋め立てにより死骸を処理しているが、捕獲数の増加に伴い、埋め立て処分を行う場所が不足している。
ついては、今後更に捕獲数が増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。
- (4) ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、ガラスバッジ、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。
- (5) 除染を必要とする全ての地域について、原発事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、原発事故に伴う市税等の減収分については、その補てん財源である震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。
- (6) 避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の被保険者の免除について、国の特別の財政支援を令和5年度以降も継続すること。
- (7) 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し、積極的に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入費や測定に係る人件費等、既に自治体が対応した分も含め、その全額を国において負担すること。

- (8) 農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業をその処理が終了するまで継続するとともに、適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管を継続するため、現場の実態に応じて技術的・財政的支援を継続すること。

5 原子力災害にかかわる中長期的な対応について

- (1) 実施計画に基づく除染が完了し、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定解除後においても、人への健康影響等が懸念されると思われる箇所が新たに判明した場合には、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化をはじめとした環境回復措置について、永続的な支援策を講じるとともに、将来的に国の責任において実施すること。
- (2) 原子力災害からの創造的復興を成し遂げるため、今後も国が前面に立って、風評払拭や健康管理、心のケアなどに取り組むこと。
また、福島再生加速化交付金について、風評払拭の取組強化に向けた財政支援の拡充を図るとともに、地域の実情に応じた取組も対象とすること。